

## ケア概念およびケアラー研究の現状と課題

齋藤 美重子\*・佐藤 真弓\*\*

### The Concept of Care and Approaches for Carer

Mieko SAITO, Mayumi SATO

#### 要 旨

本研究は家政学及び近接領域におけるケアの変遷をたどり、また過去およそ30年分のケアラーに関する論文分析を行うことにより、ケア概念を整理し、ケアラー研究の課題に示唆を得ようとするものである。関連文献におけるケアの捉え方を抽出しケア及びケアラーの位置づけを検討した結果、ケアとはヴァルネラブルで依存的な存在である人の身体的かつ情緒的要求に応じ配慮する相互行為であることがわかった。したがって、ケアラーとは何らかの助けを必要とする人に対して応答し無償でケアするヴァルネラブルで多様なすべての人と再定義することができた。ケアには多義性・複雑性・社会構造的な問題性がみられた。ケアラーが社会的存在として現れるようになったのは1980年代以降であることも明らかになった。またサイニー論文検索により、キーワードにケアラーが含まれる論文を抽出してカテゴライズし分析した結果、ケアラー研究は近年増加傾向で、特に介護・福祉分野に多くみられた。しかし全論文に占めるケアラー論文数は少なく、ケアラーという単語の普及度は低いことが推察され、ケアラー研究は萌芽期の段階にあることがわかった。

これらのことより、家庭科教育分野においてケアを取り入れる授業への展開が必須の課題であること、またケア支援におけるライツベースアプローチの必要性が確認された。

キーワード：ケア，ケアラー，相互応答性，多義性，ケア教育

#### 1 はじめに

ケアラー (carer) は現在国際連合 (UN) や、世界保健機構 (WHO)、経済協力開発機構 (OECD) 等で無償の介護者として広く用いられている (三富, 2008)。イギリスでは1995年ケアラー法、1999年にはNational Carer Strategyが策定され全国サービスへと展開し、ケアラー

---

\*准教授 家庭科教育, 生活経営学

\*\*准教授 家政学原論, 家族関係学

の人権が保障された（三富，2008）。家族介護を担っている若者（ヤングケアラー）も欧米では注目され，ガイドブック（Raynor，2017）も作成されている。

これに対し日本では，戦後の育児状況は性別役割分業のもと母役割の強化と孤立化をもたらし，1970年代以降，「母性喪失」「虐待」などの加害者としての母親が世間に現れ，母の育児責任が問われた（田間，2001）。2000年代に入り，ようやく父親による育児参加がメディアに登場するが，家族のみに責任を負わせる傾向がみられた（天童，2013）。また，介護については1980年代まで「老親の介護は長男の嫁が当たり前」に行うものとされ，社会問題として認識されなかった（藤崎，2002）。言い換えれば，子どもの面倒を親がみるのは当たり前であり，老親の面倒を子どもがみるのは当たり前という規範が存在していたことを表し，家族という私的領域の中でケアが行われてきたということである。ケアは歴史的にはケアする者の視点から語られ，1997年には介護保険法が成立し，2000年4月から介護保険制度がスタートした。一方2000年には児童虐待防止法，2006年には高齢者虐待防止法が施行され，ケアされる者の人権保障の取り組みがなされた。すなわち，ケアは家族介護とサービス利用という流れが作り出され，公的領域において可視化されたといえる。他方，ケアする者が介護疲れによる介護殺人を起こす事件は毎年後を絶たず，介護者支援の必要性が明らかになっていった（湯原，2011，2016）。

2010年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「家族（世帯）を中心とした多様な介護者の実態と必要な支援に関する調査研究」が日本ケアラー連盟とNPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジンとの共同事業により行われ，ケアラーの実態調査が始まった。2015年介護保険法改正によって，「介護者〈ケアラー〉支援」が取りあげられ，同年，厚生労働省の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では，認知症介護者支援を中心施策の1つに定められた。2018年には「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアルー介護者本人の人生の支援」（厚生労働省）も作成された。NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジンによる「2010年介護者支援調査」（2011）ではケアラーは19.5%とされ，5世帯に1世帯はケアラーのいる世帯であることが明らかになった。渋谷（2018）は家族の介護を行う18歳未満の子ども（ヤングケアラー）の実態を明らかにした。2020年3月27日，全国で初めて埼玉県において「ケアラー支援条例」が成立し，新型コロナウイルス感染拡大の中で，ケアラーを支援する動きも始まったが，端緒についたばかりである。

ケアラーの人権が保障されているイギリスに対して，日本では高齢介護者の問題が顕在化しているものの，人権保障・安全保障が確立されているとは言い難い。日本においてケアラーの

## ケア概念およびケアラー研究の現状と課題

人権保障を得るためにケアラーの位置づけを明らかにし、今後の日本の少子超高齢社会を鑑みてケアラーの認知度を高めるケア教育のあり方を探る必要がある。

そこで、ケアラーの根源であるケアについて相互行為性や人間関係に着目しながら家政学近接領域におけるケア概念を整理し、ケアラー研究の課題に示唆を得たい。

一般には日本ケアラー連盟及び埼玉県ケアラー支援条例に示されているように、ケアラーの範囲は無償でケアをする人とされている。本稿ではケアする者をケアラーと呼び、ケアされる者を英語の be cared for より、ケアドと称することとする。

## 2 研究対象および研究方法

現在ケアに関する研究は福祉学や心理学ばかりでなく学際的な広がりがあると考えられるため、第一に、ケアを学際的・越境する領域と考えられる家政学、人類学、福祉学、哲学、心理学、経済学、社会学の諸領域における関連文献に表されたケアの捉え方を抽出して関係性の視点から概観し、ケア及びケアラーの位置づけを検討する。

第二に、サイニー論文検索により、キーワードにケアラーが含まれる論文を抽出してカテゴリーライズし分析する。

第一、第二の調査結果をもとに、ケアの位置づけを確認し、人権が保障され社会的存在となるようケアラーの再定義を試みるとともにケアラー研究の課題と方向性を探る。

## 3 関連領域の文献からみるケアおよびケアラーの位置づけ

本章では、ケア関連領域の文献からみるケア、ケアラーがどのように位置づけられ関連づけられているかを概観する。まず最初に、日本ケアラー連盟、埼玉県ケアラー支援条例によるケアラーの定義を確認し、次に関連諸領域の文献からケアの変遷、位置づけを検討する。

### 3-1 日本ケアラー連盟および埼玉県ケアラー支援条例からみるケアラーの定義

日本ケアラー連盟はこれまでの個別的・縦割りのあった介護者たちを横につなぎ、社会的支援を行政に働きかけた日本では最初の団体である。2010年日本ケアラー連盟は「介護をしている人、介護者を気遣う人、介護者の抱える問題を社会的に解決しようという志をもつ人が集い、病気や障がいごとの縦割り介護を横につないで、〈市民の共感と連帯の力がいかされる社会保障〉に向けた改革を推し進め、ともに生きる社会をつくることを目的」に、NPO法人、

大学教員、介護経験者等が集まり結成された。ここでは、「ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の〈介護〉〈看病〉〈療育〉〈世話〉〈気づかい〉など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」(下線部筆者ら)と定義された。

2020年3月全国発のケアラー支援条例によれば、ケアラーとは、「高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」(下線部筆者ら)と定義された。また、ケアラーのうち18歳未満の子どもをヤングケアラーとした。さらに、ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならないことや、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体などが連携を図りながらケアラーが孤立しないよう社会全体で支えるようにしなければならないこと、ヤングケアラー支援には教育の機会を確保し、健やかな成長と自立が図られるように行われなければならないことが明記された。

つまり、ケアラーとは何らかの助けを必要とする人に対して無償でケアをするすべての人を意味する。

### 3-2 社会におけるケアの変遷

古代ギリシャにおいて、世界とは何か、人間とは何かを探究するなかで、プラトン(1979)は、人はひとりでは自給自足できず、多くのものに不足しているから、多くの人々を仲間や助力者として一つの居住地に集めると語った。つまり、人は不足した存在であることを意味する。アリストテレス(1971)はあらゆる人間活動は何らかの「善」を追求しているとし、最高善は究極的な意味における目的であり自足的なものでなくてはならないとした。人間には理性があり、それによって判断されるとみなした。しかし、プラトンもアリストテレスもケアについて語らず、ケアをする人々は支配される者であり、主人に奉仕しなければならない存在にすぎなかった。ヘレニズム時代にはエピクロス派、ストア派が登場し、エピクロスは精神的な快楽を追求し、その中で生活を幸福と考えた。ストア派では人間は自然とも世界ともつながり、善を実現する力である徳(知恵・勇気・正義・節制)を実践し生きていくことで幸福につながると論じた。ここに在る人間にはやはりケアラー、ケアドの存在はみあたらない。

近代物質文明が進行してくると貧富の格差が顕在化し、ルソーは一般意志という自己と他者への愛を發展させた公共の正義を欲する意志、つまり共助の精神によって政治体制をつくるべきであると主張した。マルクスは歴史を動かすのは生産力であり、資本主義社会では生産手段を独占しているブルジョワジーによりプロレタリアート(労働者)が酷使されるため、生産手

段の公有化を提唱した。そこには生産者と労働者の関係性はみられるが、ケアの関係性は排除された。伝統的経済学である新古典派経済学では、アダム・スミス、ジェレミー・ベンサム等により、利己的・合理的に効用を最大化する人間を前提とした。第二次世界大戦後、新自由主義、ミルトン・フリードマンを代表とする市場の利益を最優先させる市場原理主義が台頭した。

1980年代に入り、ギリガン（1982=1986）はケアの状況を表出させ、少数派の声を示した。ノディングス（1984=1997）は母性に根差した配慮への価値を展開した。ノディングスの道徳理論は合理主義で男性主義の道徳理論の裏返しとして他者への心配の倫理的理想を母性という女性の道徳的経験に閉じ込めると批判された（ブルジュール、2014、クーゼ、2000）。しかし、ケアが公の場に表示された点で評価に値するだろう。キティ（1999=2010）は「みな誰かお母さんの子ども」であることを示し、あらゆる人にケアを受ける権利があり、ケアが必要な人をケアする権利があると主張した。

宇沢（2000）は、新古典派経済学に対しても、労働者と資本家という階級的に捉えるマルクス経済に対しても、市場原理主義に対しても一人ひとりに心があるとは考えていなかったことを批判し、人間の心を大事にする経済学の研究を推進し、人間的に魅力ある豊かな社会を維持するための装置として社会的共通資本を提言した。セン（2008）は個人の福利 well-being に照準をあてた厚生経済学を提唱し、個々人の内省的かつ公共的な営みをとおしてニーズが生成されることを示した。つまり、相互行為・相互作用をとおしてニーズも形成されるということである。センは「共感性・関わり合い・利他性」（コミットメント）に着目した。社会的弱者の悲しみ、怒り、喜びを経済学の中に取り入れたのである。

サルトル（1943=2008）は人間が自らの意志によって自己の本質をつくり出すという自由な実存として存在し、自由な人間が主体的に行動することで社会が変革されると主張したことに対し、レヴィ=ストロース（1955=2001）は社会に行動を規制され、社会が人間の意識を形作ると指摘した。言い換えれば、社会を構築しなせば、その人にとっての生きやすい社会になる可能性が高いということである。人と人との関係性・コミュニケーションや人と環境との相互作用のもとで、現実社会の構築に寄与できるといえる。虚構により信頼関係を結び社会をつくっていったことを明らかにしたハラリ（2016、2019）は自分自身の現実を観察する必要性を説いた。

前田（2019）はこれまでの政治体制を「女性のいない民主主義」と批判し、女性の声が政治に反映されてこなかったことを明らかにした。岡野（2015）は、政治思想の伝統において、人間には生産能力が備わっていることを前提にされていたこと、社会とのつながりがものを媒介

として捉えられていたとし、政治哲学が論じる政治には女性も子どもも存在せず、男性が集まる場として構想されてきたことを批判し、トロント（Tronto 2013: 121）を引用してケア実践から発見された新しい倫理、つまりケアの倫理を導入することを提起した。内山（2013）は人間の本質は関係のなかにあるとし、関係性（人間関係、自然との関係、社会・文化との関係性等）のなかで自己の存在の場を創り出しているとした。これは共感性、利他性、かかわりあいの中で政治・経済を捉える傾向がみられるようになり、社会的存在としてケアラーが認められることを意味する。近年では、ケアラー支援として、北海道栗山町社会福祉協議会によるケアラー手帳の作成やケアラー支援専門員「スマイルサポーター」の設置、埼玉県のケアラー支援条例のほか、ケアラーの集いの場を提供する NPO 法人アラジンによるケアラーズカフェ（2012～）や官学連携によるケアラーズサロン（齋藤ら，2020）もみられる。

小括すると、社会においてケアは古代ギリシャ時代の苦役から、ケアラー・ケアドの存在を打ち消されてきた歴史があった。生産能力の備わっていること、ものを媒介にしたつながりの中で人間が捉えられていたのである。近年、政治・経済分野においても個々人の心が重視され始め、社会環境が心理状態に及ぼす影響も明らかにされ、社会的存在としてケアラーが認知される土壌ができてきたことがわかった。

### 3-3 相互応答性からみるケア

岡野（2012）はエンゲスター（2007）を引用し、ケアすることは直接的に諸個人を助けるためになすあらゆることという定義を一般的なものと紹介した。上野（2011）はケアに関する先行研究の主たるものとして心理学と社会福祉学をあげ、そこに社会学的アプローチを行った。上野（2011）はデイリー（2001）を引用し、ケアを依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範的・経済的・社会的枠組のもとにおいて、満たすことに関わる行為と関係のこととした。ブルジュール（2011=2014）はケアとは脆弱と依存にある他者に配慮することと定義した。これらを踏まえて、ケアを具体的な他者のニーズに応答するケアラーとケアドの相互行為として検討する。

家政学研究者の山本（1973）は、国際家政学会に提出された日本家政学会におけるレポート（1970）を引用し、人の生活は人と環境との相互作用によって行われていると捉え、家庭生活を人間生活の基盤とした。関口（1999）は O. F. ボルノーに依拠し、生きることに家庭は心のよりどころであり、人間の本質に被護性をみた。また、すべての人に対して、内部空間だけでなく、外部空間においても人間守護の精神の理念による方策を行う必要性を説いた。家政学とは、家庭生活を中心とした人間生活における人間と環境との相互作用について、人的・



物的両面から、自然・社会・人文の諸科学を基盤として研究し、生活の向上とともに、人類の福祉に貢献する実践的総合科学である（日本家政学会，1984）。ケアという言葉は使われていないが、家政学においては人と人との関係性の中で、個々の生活課題から育児・介護などのケアを捉えていると考えられる。ただし、衣食住を担い家庭生活を営める人であるケアラーに関する多くの研究蓄積はあったが、ケアドについては福祉学分野の領域と捉える傾向がみられた。

ケアのバイブルといわれるメイヤロフ（1971=1987）の『ケアの本質』では、一人の人格をケアするとはその人が成長すること、自己実現することを助けることであると定義し、ケアは応答的でケアしケアされ、ケアラーにとっても自己成長ができるものと説いた。その対象は親にとっての子ども、教師にとっての学生、友人や共同体も含まれた。プリマックとウッドルフが1978年「チンパンジーは心の理論を持つか？」（“Does the Chimpanzee have a theory of mind?”）という論文を發表し、他者の気持ちを察する能力について論じた。この能力によって、他人への心の帰属、心的状態の理解、行動の予測ができるとした。

1980年代、ギリガン（1982=1986）は、配慮すること（caring）により、他者への関心、責任、相互援助という行動や心の発達をもたらすことを表出させ、ケアの倫理を表した。ケアの倫理が理想とする人間関係は誰もが他人から応えられ傷つけられる人がいない関係性で、他者との葛藤をコントロールする反暴力という倫理である。これは他者への関心によって形成される関係の倫理であり、相互依存している個人を配慮することが善であるという新しい道徳の発見であった（ブルジュール，2014）。また、ケアの倫理は「正義の倫理」の対極にあって、葛藤状態にある複数の責任と人間関係のネットワークを重んじ、状況を踏まえた物語的な思考形式によって当の問題に接近するものとした（川本，2005）。

山極（2014）は、人類の祖先は食物を分け合い、共同育児を行って、高い共感力を育ててきたことを示し、人類は「家族」と「共同体」の2つの集団に所属し、「家族」では見返りを求めず、「共同体」では互酬性を基本とする中で両立させながら進化したと述べた。人間には共感力と人間特有の同情心、すなわち相手の気持ちになり痛みを分かち合う心があるとし、向社会的活動を起こすようになったとみなした。すなわち、人間には文明を持たない時代からケアがなされ、向社会性が育まれてきたといえる。現代の幼児教育分野においても、夫婦の共感経験が幼児の向社会性と有意に相関していることが明らかにされている（首藤，2006）。

脳生理学者である時実（1970）は、対話とスキンシップが人間関係にとって重要であることを示し、大脳辺縁系の集団欲をみたす相手は誰でもよく、新皮質系から由来する孤独感や人格ある相手とのまなざし（愛）が必要となることを示した。また、池谷（2013）は人間の個性や

能力は遺伝子どおりではなく脳に「ゆらぎ」が起こることによって生ずるとし、ひとりの人間として扱うこと、環境によってヒトになることができるとした。人間は環境を積極的につくっていくニッチ構築によって、遺伝子を越えたポテンシャルを創発させ、心は全身と周囲の環境に散在することを示し、痛覚の脳回路を活用することで他人の痛みを検出させ、他人の心の理解や共感へ、さらに他者からの眼差しを内面化することに転用させたという進化がみられたとした。

要するに、人間には他者との関係性が重要であり、ケアは向社会性・共感性を持つ人間本来の営みとして捉えられる。

### 3-4 ケアの多義性・社会構造的問題性

前述したように、メイヤロフによって、ケアはケアドが成長すること、自己実現することを助けることであると定義し、同時にケアラーにとっても自己成長につながることを示した。これに対し、レヴィン（1951=2017）は情意が他者との関係性や個人を取り巻く集団に強く影響されることに注目した。すなわち、このことはケアラーにはその家族や周りで支援する人々や行政により、心理状態が左右されることを意味する。

トロント（1994, 2013）は、誰もが依存の位置と依存しない位置、弱さと自律性との間で様々な経験することを明らかにし、人間はケアラーでありケアドであったことを示した。

森村（2000）は英語圏においてケアは気遣いや世話、配慮を指す単語（care）であり、ケアの語源の cure には重荷としてのケアと気づかいとしてのケアという対立する意味があり両義性があるとした。また、メイヤロフやファーコーを引いて、ケアを自己へのケアと他者へのケアという両面を重要視した（森村, 2000）。朝倉（2003）は「不安・苦悩・精神的苦痛」「人・観念・制度・当事者に関係する観念への関係・態度のとり方」「人の欲求を世話する配慮、思い遣り、責任感」「気づかい、敬意」という4つの意味がケアという概念に含まれていることを示した。

中谷・東條（1989）や緒方・橋本ら（2000）によるケアラーの負担感の分析や、杉澤・中村ら（1992）によるケアラーの健康観・生活満足度調査など、ケアラーの負担感と介護ストレス、精神的健康を点数化して検討され、ケアラーの内面が明らかにされた。音山（2003a, 2003b）は保育や高齢者介護による肉体的・精神的負担を指摘した。トロント（1994, 2013）はケアドのニーズを決める権利をもつのがケアラーであるならば権力の乱用となるとし、弱い人々（ケアド）への世話のしかたを批判した。すなわち、他者との間に起こる葛藤をコントロールしなければ支配に変わるということである。また、最首（2005）は臭い・汚いを一例としたケアを



あげ、嫌々ながら行っているから世話にはなりたくないという思いがあり、自助の心を養い、反面世話することを生きがいにしているならば、それを断つてはいけないと世話してもらおうという気持ちになると述べた。嫌々ながら世話をするケアラーには拒否できない命令が無意識に働きかけてくることを示し、ケアの義務と世話することの非拘束性について語った（最首、2005）。換言すれば、ケアは全人格的存在である人間同士の営みと認められる。ケアラーには傷つきやすさに応答しないではいられない弱さを持ち、その弱さに反発したり受容したりする関係性がケアにはあるということではないだろうか。

バンク・ミケルセンは福祉の中心的理念にノーマライゼーション（normalization）を位置づけた（ニイリエ、1998）。人は障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域の自分の家で過ごすことが最良であるというものであるが、それを支える介護者についてキティ（1999=2010）は介護者の低賃金に見られるように、不平等な状況に置かれている現実を明らかにした。春日（1997、2005）は“家族介護を女性の役割とみなすジェンダー規範”が存在する日本社会の構造的問題を明らかにした。大和（2008）は女性が生涯ケアラーであることを指摘した。現在では息子が経験する介護の軋轢や重圧も問題となっている（平山、2017）。

相互関係性を重視しケアの現象を捉えた上野（2011）は、ケアをキー概念化する哲学・倫理学・教育学の規範的アプローチ、つまり、ケアを通じた自己実現への強制を批判し、記述的（経験的）アプローチをし、規範的アプローチに対して再文脈化を行った。メイヤロフ（1971=1987）がケアする者にとってのケアの意味を生の意味と居場所の発見、自己実現であると述べたのに対し、上野（2011）は歴史的・社会的・文化的な文脈の下で、ケア関係が非対称性であり、ケアする側にとってもケアドにとってもネガティブな行為でありうる可能性を示した。上野（2011）はケアを相互行為として捉え、ケアの人権を、ケアする権利、ケアされる権利、ケアすることを強制されない権利、ケアされることを強制されない権利とし、ケアドの当事者主権とケアの社会化の必要性を指摘した。岩田・堀口（2015）はケアドとケアラーとの続柄別の認知評価、生活への影響等を調査し、介護保険サービスの必要性を明らかにした。これらより、ケアは主観的負担感という私的閉鎖的領域から公的領域へ広がりつつあることがわかった。

小括すると、ケアは全人格的存在である人間同士の営みであり、ケアには向社会性、共感性とともに、軋轢、重圧という感情、受容と葛藤、必要なものであるが避けたいものという心理的側面のほか、無償労働に対する意識、低賃金、性別役割分業における不平等など規範的・経済的・社会構造的側面が絡み合い、複雑かつ多義性をもつ。社会構造や生活環境により心理状態も左右される。誰もが人生において依存関係を経験することを踏まえればケアラーとケアドという分化は無用となり、ともに傷つきやすい存在でありケアの社会化とケアを男女区別でも

なく女性だけが担うものでもないという価値観の転換・慣習の変容の必要性が示唆された。

### 3-5 有償労働からみるケア

本稿では無償でケアする人をケアラーと称しているが、ケアには当然有償のケアが古くから存在している。そこで、有償でケアしている専門職によるケアについて一考したい。

患者へのケアは医学の周縁であり、日本では狭義にターミナルケアなど医学的な治療に対する看護や福祉の領域で限定的に用いられてきた。1960年から1970年代以降技術的な疾患に関するケアから、患者の生命の質への関心を含め、気遣い、共感、歓待（受容）という意味でのケアの理解へと転換した（朝倉，2003）。鷺田（2015）は主に看護に携わる者を想定して、ケアを他者の存在を受容してなされる「存在の世話」とした。他者の苦痛に無関心ではいけない、他人の苦しみに苦しむという感受性、つまり人間の傷つきやすさ（*vulnerabilite*）の概念がホスピタリティの概念に結びつけられることを示した。清水（2005）は医療活動におけるケアを相手からの援助の要求が仕掛けられたらそれに応じようとして「見る」ことであると述べた。またケアを「する側」「される側」と差別化するのではなく、ケア活動を共に生きる共同体のネットワークの中でなされていると把握する必要性を指摘した。

清川（2005）は看護におけるケアの根本に流れる思想をナイチンゲールを引いて人間の備わった自然治癒力に対する信頼に置き、医療におけるケア不在に対する批判を看護が担うべきであるとし、看護には患者との相互主観性を基盤とした人間理解が求められることを挙げた。武井（2005）は「患者第一」という職業倫理や優しさ、共感などポジティブな感情を持つことを強いられる組織の中で、時に看護師を苦しめていることを明らかにし、自分に可能な最小限の寄与「必要とされる感覚」「必要とされることを自分が必要としているという自覚」「自分もまた求める人であるという自覚」を提唱した。

一番ヶ瀬（1984）は個々の生活現実から出発し、生活問題を抱えるケアドの生活権保障のための社会福祉政策論を展開した。有償の介護者はケアドが生活の主人公となるための媒介になることが求められた（三好，2005）。介護保険制度開始以降、生活問題解決に寄与するための技術支援が盛んになった。生活支援を職業とする介護福祉士は、ケアドの尊厳、発達と老化のしくみ、介護技術、ケアドの生活のための支援方法を学ぶ（厚生労働省）。畑は（2010，2012）は介護支援専門員によるケアラー支援の現状と課題を明らかにした。渋谷（2014）は医療福祉専門職がヤングケアラーをどう認識しているかを調査し、現場の課題を明らかにした。長谷川（2014）はメイヤロフのケア概念を引用し、介護・看護職にとって、ケアとはケアする側とされる側の人間関係を構築することで成長を目指していく行為であること、両者の認識のずれを

## ケア概念およびケアラー研究の現状と課題

調整するためにも専心性が重要であること、相手を自分自身の延長でありながらも独立した存在として認識することを挙げた。こうした福祉学における研究ではケアドに対する接し方や、専門職が習得すべき知識、技術、職場環境の改善等についての文献が多かった。福祉の専門職はケアドを対象にした技術支援を主としながら、ケアラー支援も行わなければならない、仕事量の増加や専門職のスキル問題に陥る危険性もある。クーゼ（2000）もケアリングの理想を高く設定すると、看護師を挫折感や仕事に対する自負心を失わせるために危険であると指摘した。本稿ではケアラーを無償でケアを行う人を範囲としているので、看護・福祉の専門家への支援については稿を改めて検討したい。

これまで看護や福祉の領域において限定的に用いられてきたケアが、人間の傷つきやすさに着目し相互主観性を基盤とした人間理解であることが明らかにされるとともに、ケアによる専門職の苦悩も示され、共同体責任への移行が求められた。

## 4 論文分析からみるケアラー研究の現状

本章ではサイニー論文検索で抽出された論文分析によりケアラー研究の現状を把握する。

### 4-1 研究の対象と方法

ケアラー研究の現状を知るため、国立情報学研究所が運営する学術論文や図書・雑誌などの学術情報データベースであるサイニー（CiNii）に掲載されているケアラー関連の文献を検討することにした。今回はサイニーの論文検索サイト：CiNii Articles を使用し、「ケアラー」のキーワードで検索した（検索日：2020年7月5日）。家族介護者などケアラーの意味合いを持つ単語は他にもあるが、「ケアラー」という単語の認知度を確認する意味合いもあり、「ケアラー」というキーワードのみで行った。2020年7月5日時点での「ケアラー」のキーワードで検索された全306件中、明らかにケアラー関連ではないもの、重複していると思われる74件を除いた232件を分析対象とした。また、この232件には、論文、書評、雑誌記事、報告書などが含まれた。

全232件を、年代別・内容別に分類するとともに、内容についてはケアラーとケアドの両方を扱っているものか単独で扱っているものかで分類した。なお分類にあたっては、文献の表題だけでなく、本文、著者の専門属性、掲載雑誌の検討も行った。

#### 4-2 結果と考察

ケアラー関連文献 232 件を年別にまとめ、その割合を示したものが表 1 である。ケアラー掲載文献の初年は 1993 年 1 件で、1990 年代は件数が限られていた。2000 年代になると看護分野の論文がみられたが、2000 年代も低迷していた。

2005 年に摂食・排泄ケアの総合情報誌「タベダス」によるラップ療法記事のため 14 件と増加したが、2008 年まで一桁の本数であった。2009 年では看護雑誌「スマートナース」の「ケアランキング」の特集があり 17 件で、2012～2017 年までは 10 件台（5%前後）で推移した。2018 年は 2017 年に比べ約 2 倍の 25 件（10.8%）、2019 年は 2017 年に比し約 3 倍で 35 件（15.1%）と急増し、2020 年 7 月 5 日現在 15 件であるので、2020 年も件数は 2019 年と同様な傾向が予想される。表 1 より、ケアラー研究は増加傾向が認められ、近年の増加が著しいことが明らかになった。しかしながら、サイニー検索論文数は約 2,200 万件（2020 年 3 月末現在）であり、全論文に占めるケアラー論文件数は多いとはいえない状況で、ケアラーという単語の認知度は低いとみられる。

次に、文献の内容について検討したところ、「介護・福祉」「看護・医療」「教育」「ケアラー観・思想」「心理」「家族社会学」に分類できることがわかった（図 1）。領域では「介護・福祉」が最も多く、次いで「看護・医療」で、「教育」「ケアラー観・思想」「心理」の件数は少なかった。

表 1 掲載文献の発行年別件数とその割合

発行年	件数 (全体に占める割合)	発行年	件数 (全体に占める割合)	発行年	件数 (全体に占める割合)
1993	1 (0.4%)	2003	0	2013	11 (4.7%)
1994	0	2004	6 (2.6%)	2014	19 (8.2%)
1995	0	2005	13 (5.6%)	2015	17 (7.3%)
1996	1 (0.4%)	2006	2 (0.9%)	2016	12 (5.2%)
1997	0	2007	4 (1.7%)	2017	12 (5.2%)
1998	2 (0.9%)	2008	6 (2.6%)	2018	25 (10.8%)
1999	0	2009	17 (7.3%)	2019	35 (15.1%)
2000	0	2010	13 (5.6%)	*2020	15 (6.5%)
2001	3 (1.3%)	2011	5 (2.2%)		
2002	2 (0.9%)	2012	11 (4.7%)		
				合計	232 (100%)

\* 2020 年件数は 2020 年 7 月 5 日時点での掲載分

さらに、5年分を合計した領域別件数の経年変化を図2に示す。ケアラー掲載文献が登場した初年である1993年のタイトルは「ケアラーとしての主婦：社会への二つの回路」という「家族社会学」領域からであった。変遷をたどると、ケアラー研究は「家族社会学」領域から始まり、1990年代は「家族社会学」「看護・医療」「介護・福祉」領域のみであった。2000年代以降「介護・福祉」領域で急激な伸びをみせている。近年では「ケアラー観・思想」「心理」「教育」領域もみられるようになり、全体として拡大傾向をみせていることが明らかになった。特に2010年以降、「介護・福祉」領域におけるヤングケアラーに関する論文が多かった。日本では少子超高齢社会に突入し、ヤングケアラーや多重介護（ダブルケア）のケアラーは今後も増加が予想され、その存在を明るみに出さなければならないだろう。

ケアラーとケアド双方の関係性に着目した研究は全232件中3件のみであった（大和，2008・堀越，2012・松崎，2020）。前章までの文献調査ではあらゆる領域において関係性が重視されていたが、研究実態は「介護・福祉」領域が突出して多く分断的であったことを示している。

ケアラー研究における教育領域の研究件数は限られていた。しかし、前章で明らかになったように、ケアは相互応答性、多様性、多義性、複雑性、社会構造的問題があるため、ケアを探究する教育が人権保障の面においても重要である。今後日本社会における多重介護やヤングケアラーの増加を鑑みてもケア教育の必要性を感じる。特に自分らしく生活を創造することを目的にしている家庭科教育で扱うことが妥当だろう。生徒自身がケアドでありケアラーであるこ

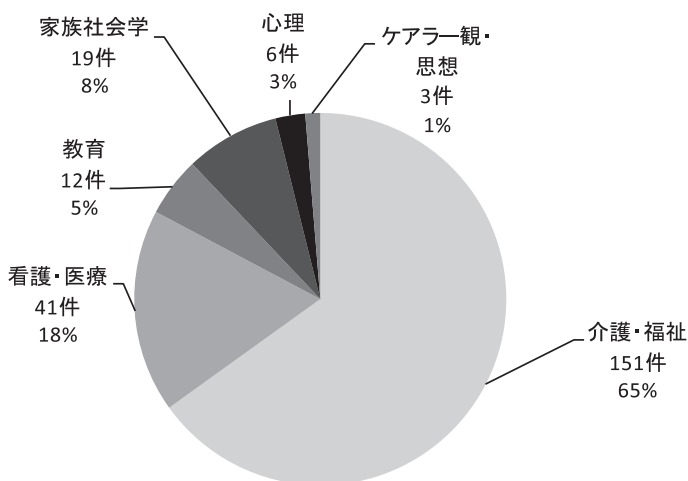
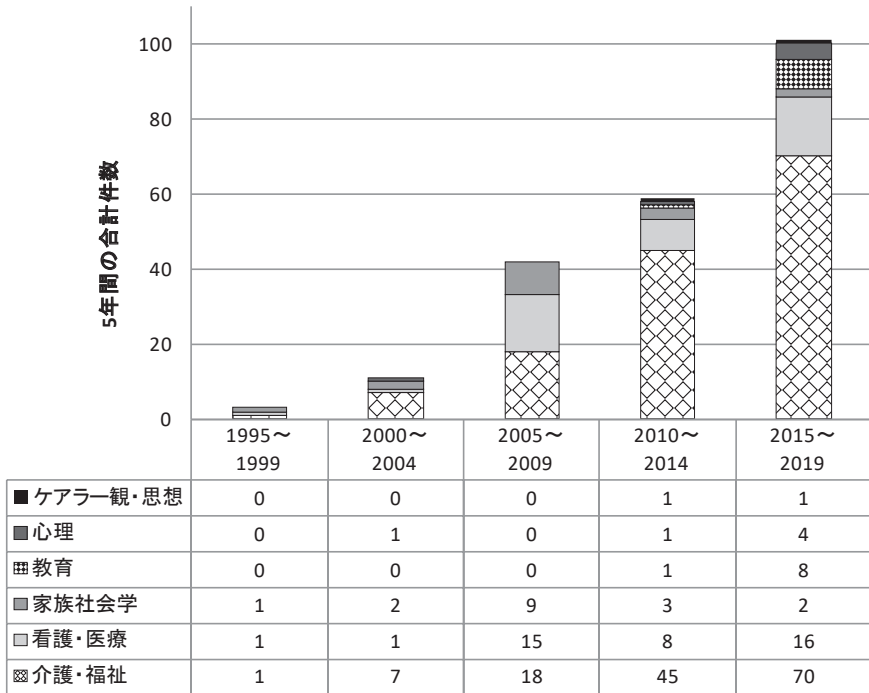


図1 領域別件数の割合（全232件）



注) 1993～4年, 2020年分は除外。

図2 領域別件数の経年推移

とに気づかせる授業プログラムの導入, ケアの本質を内在化した授業とケアのもつ多義性に着目し, その葛藤や社会構造の問題点に目を向けさせる授業プログラムが必要であることが示唆された。関係性を重視している現在のケア研究を踏まえると, ケアしケアされる体験的学習と, 教師と生徒, 生徒同士, ゲストティーチャーなど多様な人々との対話, 思索・内省を組み合わせた授業プログラムが考えられる。こうした授業の積み重ねが次世代の人権保障, 共生社会の実現へとつながるのではないだろうか。

## 5 結論および今後の課題

以上の文献調査により次のように結論づけられる。

第一に, ケアとはヴァルネラブル (vulnerable) で依存的な存在である人の身体的かつ情緒的要求に応じ配慮する相互行為と定義される。自立した自由な個人として分離した存在として



扱うリベラリズムの道徳に対して、ケアの倫理とは傷つきやすく弱い人間が呼びかけそれに応える応答責任を引き受けることであった。こころやからだの不調のある社会的存在であり全人格的存在、全人的存在としてのヴァルネラブルなケアドと、「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」をする社会的存在であり全人格的存在、全人的存在としてのヴァルネラブルなケアラーとの相互応答行為としてケアがあることがわかった。

第二に、ケアラーとは何らかの助けを必要とする人に対して応答し無償でケアするヴァルネラブルで多様なすべての人と再定義することを提案する。すべての人が対象となり、あらゆる世代すべての人をケアラー当事者として捉えることができた。誰もが人生において依存関係を経験し、日々誰かをケアし、誰かにケアされている弱い存在である。人間は多様な存在であると言い直すことができるだろう。ケアドはかつて誰かをケアしてきた経験があり、ケアラーに対して何らかの喜びややりがいを与えていることがある。ケアラーもまた、乳幼児の時からケアをされた経験を持ち、ケアをすることでの喜び、やりがい等を感じることができるのも事実である。介護や育児でなくともささやかな行為の中で生活している。これらを総合的に捉えれば、ケアラーとはすべての人が対象となり、あらゆる世代すべての人がケアラー当事者といえる。ケアラーとケアドという分化も無用となる可能性もある。

第三に、ケアには多義性・複雑性・社会構造的課題性がある。ケアには相互行為のなかで相互応答性があり、大切に思う気持ち、配慮、喜びとともに重荷・苦しみという感情、受容と葛藤、自己成長と自己嫌悪など心理的側面と、無償労働に対する意識、低賃金、性別役割分業における不平等など社会構造的側面とが複雑に絡み合い、心理状態に影響を与える。非対称な関係性のもとでケアラーもケアドもお互いの気づかいや遠慮によるストレスや虐待が起こり得るし、お互い脆弱にもなり得る。ケアドとケアラーの関係性は個々人の相互関係性によって異なり、社会構造、生活環境により関係性は左右され、厳密にはその時の気分によっても異なるセンシティブなものである。ケアは心理的側面だけでなく、社会的側面からも検討しなければならないということが示唆された。

第四に、ケアラーが社会的存在として表れるようになったのは1980年代以降である。歴史的にみていくと本質的に人間には共感力と同情心が備わり、向社会的活動を行ってきた。そのため、相互応答性のあるケアは人間の営みといえた。しかし、古代ギリシャ時代から近代にいたるまで、生産能力の備わっていること、ものを媒介にしたつながりの中で人間が捉えられ、ケアが文献資料の中で主役として扱われることはなかった。現代に入り、関係性の中で自己の存在があるという社会的存在としてのケアラーが表れたといえる。

第五に、ケアラーについての研究はまだ萌芽期の段階にとどまり、ケアラーとケアドは分断

的に捉えられた。ケアドの当事者主権に関する文献、子育て中の親や介護者などケアラーに着目する文献、ケアドのための専門職のあり方が研究された文献、ケアラーの内面を対象にした研究などがみられた。

第六に、家庭科教育分野においてケアを取り入れる授業への展開の必要性が明らかになった。ケアラー研究の文献件数は増加傾向で、特にヤングケアラーに関する文献が多かったが、全体的にみてケアラーの認知度は高いとはいえない状況であった。特に教育分野の研究数は限られていた。人間関係や社会構造、生活環境、規範にも左右される多義性・複雑性を持ったケアは正解が一つではなく自分らしい生活の創造が必要となる。そこで、家庭科教育において取り上げるべき課題といえた。生徒がケアドでありケアラーであることに気づかせる授業プログラム、およびケアの相互応答性を内在化した授業・多義性のあるケアにおける構造的課題に気づかせる授業の導入により人権保障に貢献できることが示唆された。ケアの倫理や関係性と環境に左右されるケアに気づかせるためには、ケアしケアされる体験的学習と多様な人々との対話、思索・内省を複合的・総合的に組み合わせた授業プログラムが考えられる。

第七に、ケア支援では人間の利他性、共感性、かかわりあいのもとで、社会を見つめなおし、ライツベースアプローチ（齋藤ら、2020）の必要性が示唆された。相互応答性を持ち、多義性、複雑な関係性を持つケアラーとケアドには社会構造、生活環境、社会環境が背景にあり、包括的かつ個別な事情に合わせケアを捉えなければならないということである。それ故、支援についても個人々にあわせ、多角的に検討しなければならない。ケアドとケアラーとを区分すると、そこには非対称性が生まれた。しかし、人間は身体的な能力の差ばかりでなく、資産、所得、キャリア、精神的能力、将来性など様々な変数により異なってみえる。非対称の人間関係は常に変数によっても変容し、逆転現象がみられるかもしれない。対等な関係性をもたらすために、それぞれに必要な支援があると考えられる。人間社会は構造主義や自然科学における人間の存在と、プラトンから続く本質主義的な考え方や折り合いをつけながら日常的な概念を利用して、虚構（言葉・コミュニケーション）により信頼関係を結び社会をつくってきた。人間はヴァルネラブルな存在であり、当事者性の視点があればライツベースアプローチができ、現在のケア関係の負の側面に対して、公的領域における具体的支援策を構築することも可能となる。レヴィ＝ストロースの哲学的・人類学的視点からもケアドもケアラーも、ともに人権保障は大前提といえる。ケアラーとケアドを分断することなく、人は人とのつながりの中で共に生きている存在として社会的支援を受けながらネットワークに参画していくことが示唆された。多様な人がいることを踏まえ、行政のみならず、NPO、地域コミュニティなど中間集団による支援がケアラーもケアドもともに幸せになる一方法となるだろう。こうした体制づくりによ

り、ケアが私的責任から社会全体で責任を負うものになる可能性が高まる。お互いの幸福を尊重するケアにしなければならない。

今後の課題は、ケアが教師と生徒の関係性でもあることを踏まえ、すべての人がケアラーであるという定義のもとで、ケアラーとしてウェアネスを高めるための教育におけるケアの実践をすることである。すなわち、児童・生徒・学生が主体的に考えられるように人とのつながりをとおしてコミュニケーションを取りながら問題解決をし、また正解が一つではないことを踏まえネガティブ・ケイパビリティを育成できるように家庭科教育で実践をし、ケアラーの課題に照らした家庭科授業プログラムを探究していきたい。

※本研究は、令和2年度～令和5年度科学研究費助成金（基盤研究（C）（一般）研究課題番号20K02773）の助成を受けて行われた。

## 引用文献

- 朝倉輝一、「医療におけるケア概念と他者の問題」、医学哲学 医学倫理 21 (0)、日本医学哲学・倫理学会、pp. 55-70、2003年
- アリストテレス、高田三郎（訳）、『ニコマコス倫理学〈上〉』、岩波書店、1971年
- Brugere, Fabienne, 原山哲・山下りえ子（訳）『ケアの倫理—ネオリベラリズムへの反論』、白水社、2014年
- Daly, Mary, ed., *Care Work: The Quest for Security*. Geneva: International Labour Office, 2001
- Engster, Daniel, *The Heart of Justice: Care Ethics and Political Theory*. Oxford: U.P., 2007
- 藤崎宏子、「介護保険制度の導入と家族介護」金子勇編著『高齢化と少子社会』、ミネルヴァ書房、2002年、pp. 191-222
- Gilligan, Carol, 岩男寿美子（訳）、『もうひとつの声—男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』、川島書店、1982=1986
- Harari, Yuval Noah, 柴田裕之（訳）『サピエンス全史（上）（下）文明の構造と人類の幸福』、河出書房新社、2016年
- Harari, Yuval Noah, 柴田裕之（訳）『21Lessons（トゥエンティワン・レッスンズ）：21世紀の人類のための21の思考』河出書房新社、2019年
- 長谷川美貴子、「ケア概念の検討」、淑徳短期大学研究紀要、2014年、pp. 127-136
- 畑亮輔、「居宅介護支援事業所の介護支援専門員による家族介護者支援」『介護福祉学』第17巻第1号、日本介護福祉学会、2010年、pp. 33-45
- 畑亮輔、「居宅介護支援事業所の介護支援専門員による家族介護者支援：構造方程式モデリングによる検討」『シニア社会学会誌』第10巻、シニア社会学会、2012年、pp. 37-47
- 平山亮、『介護する息子たち：男性性の死角とケアのジェンダー分析』、勁草書房、2017年
- 堀越栄子、「ピープル ケアラーと介護を必要とする人が生きがいをもてる社会へ 日本女子大学家政学

- 部家政経済学科教授 日本ケアラー連盟代表理事 堀越栄子さん』『月刊地域保健』43 (1), 東京法規出版, 2012年, pp. 74-81
- 一番ヶ瀬康子, 『生活学の展開—家政から社会福祉へ』ドメス出版, 1984年
- 池谷裕二, 『単純な脳, 複雑な「私」』, 講談社, 2013年
- 岩田昇・堀口和子「要介護者の性別および家族介護者の続柄別に見る在宅介護の認知評価, 対処方略および生活への影響の相違」『日本公衆衛生雑誌』, 第63巻4号, 2016年, pp. 179-189
- 介護者サポートネットワークセンター・アラジン「ケアラーを支えるための実態調査」  
[http://www.carersjapan.com/images/activities/research2010\\_pamph.pdf](http://www.carersjapan.com/images/activities/research2010_pamph.pdf) (参照日: 2020.4.5)
- 春日キスヨ, 『介護とジェンダー—男が看とる女が看とる』, 家族社, 1997年
- 春日キスヨ, 「介護とジェンダー—家族介護を中心として—」, 川本隆史編『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ—』, 有斐閣, 2005年, pp. 105-130
- Kittay, Eva feder, 岡野八代・牟田和恵 (訳), 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』, 白澤社, 1999=2010年
- 厚生労働省, 「平成30年度介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00001.html) (参照日: 2020.6.24)
- Kuhse, Helg, 竹内徹・村上弥生 (訳), 『ケアリング—看護婦・女性・倫理』, メディカ出版, 2000年
- Levi = Strauss, Claude, 川田順造 (訳), 『悲しき熱帯 I II』中央公論新社, 1955=2001年
- Lewin, Kurt Zadek, 猪股佐登留 (訳)『社会科学における場の理論』, ちとせプレス, 1951=2017年
- 松崎実穂, 「ヤングケアラー・若者ケアラーとその「家族」へのまなざし: “支援”や“対策”の前に考えておきたいこと (特集〈家族〉をほどく)」『福音と世界』75 (4), 2020年, pp. 26-31
- 三富紀敬, 「序章 イギリスの社会保障と介護者」『イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開』, ミネルヴァ書房, 2008年, pp. 1-52
- 三富紀敬, 「序章 社会的排除研究の多岐に亘る蓄積と介護者の位置」『介護者支援政策の国際比較: 多様なニーズに対応する支援の実態』, ミネルヴァ書房, 2016年, pp. 1-55
- 三好春樹, 「介護の町内化とエロス化を」, 川本隆史編『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ—』, 有斐閣, 2005年, pp. 203-223
- 森村修, 『ケアの倫理』, 大修館書店, 2000年
- 中谷陽明・東條光雄「家族介護者の受ける負担—負担感の測定と要因分析—」『社会老年学』No.29, 東京都老人総合研究所, 1989年, pp. 27-36
- Noddings, Nel, 立山善康・林泰成・清水重樹・宮崎宏志・新茂之 (訳), 『ケアリング—倫理と道徳の教育 女性の観点から』, 晃洋書房, 1984=1997年
- 岡野八代, 『フェミニズムの政治学—ケアの倫理をグローバル社会へ』, みすず書房, 2012年
- 緒方泰子・橋本廸生・乙坂佳代「在宅要介護高齢者を介護する家族の介護負担感」『日本公衆衛生雑誌』第47巻第4号, 日本公衆衛生学会, 2000年, pp. 307-319
- 大垣昌夫・田中沙織『行動経済学—伝統的経済学との統合による新しい経済学を目指して 新版—』有斐閣, 2018年
- 音山若穂, 「保育実習生のケアリング行動と心理的ストレスの関連」『保育士養成研究』21, 2003年 a, pp. 1-8
- 音山若穂, 「ケアリングとケア教育に関する予備的検討」『郡山女子大学研究紀要』39, 2003年 b, pp. 61-71

- プラトン、藤沢令夫訳、『国家 上・下』、岩波書店、1979年
- Premack, D. G., Woodruff, G. “Does the chimpanzee have a theory of mind?”. *Behavioral and Brain Sciences* 1 (4), 1978, pp. 515-526.
- Raynor, Mike. *Guidebook For Young Carers (Children who provide care)*, Grosvenor House Publishing Limited, 2016
- 最首悟、「ケアの淵源」、川本隆史編『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ—』、有斐閣、2005年、pp. 225-249
- 齋藤美重子・叶内茜・佐藤真弓・高橋裕子・築館香澄・永嶋久美子・今井久美子・大坂佳保里・甲山恵美・佐々木唯・藤原昌樹、「官学連携事業としての「ケアラーズサロン」運営上の課題—企画・運営の立場から—」日本家政学会第72回大会研究発表要旨集、92、2020年
- 埼玉県条例第十一号、「埼玉県ケアラー支援条例」[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/documents/t93\\_20200331i13282.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/documents/t93_20200331i13282.pdf) (参照日：2020年7月5日)
- Sen, Amartya K. 後藤玲子（訳）、『福祉と正義』、東京大学出版会、2008年
- Sen, Amartya K. 池本幸生・野上裕生・佐藤仁（訳）、『不平等の再検討—潜在能力と自由』、岩波書店、2018年
- 清水哲郎、「ケアとしての医療とその倫理」、川本隆史編『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ—』、有斐閣、2005年、pp. 105-130
- 日本家政学会編、『家政学将来構想1984』、光生館、1984年
- Nirje, Bengt., 河東田博・杉田穂子・橋本由紀子（訳）、『ノーマライゼーションの原理—普遍化と社会変革を求めて』、現代書館、1998年
- Sartre, Jean-Paul, 松浪信三郎（訳）、『存在と無—現象学的存在論の試み〈3〉』筑摩書房、1943=2008年
- 澁谷智子、「ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識：東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から」『社会福祉学』54巻4号、2014年、pp. 70-81
- 澁谷智子、『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実』、中央公論新社、2018年
- 首藤敏元、「幼児の向社会性と親の共感経験との関連」埼玉大学紀要55(2)、2006年、pp. 121-131
- 杉澤秀博・中村律子・中野いずみ・杉澤あつ子「在宅要介護老人の介護者における主観的健康観および生活満足度の変化とその関連要因に関する研究—老人福祉手当受給者の4年間の追跡調査から—」『日本公衆衛生雑誌』第39巻第1号、日本公衆衛生学会、1992年、pp. 23-31
- 田間康子、『母性愛という制度』勁草書房、2001年
- 天童睦子、「育児戦略と見えない統制：一育児メディアの変遷から—」『家族社会学研究』25(1)、日本家族社会学会、pp. 21-29、2013年
- 時実利彦、『人間であること』岩波書店、1970年
- Tronto, Joan. *Moral Boundaries*. New York, London, Routledge, 1994
- Tronto, Joan. *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*. NY: New York University Press. 2013, 121
- 内山節、『新・幸福論—「近現代」の次に来るもの—』新潮社、2013年
- 上野千鶴子、『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ—』、太田出版、2011年
- 宇沢弘文、『社会的共通資本』、岩波書店、2000年
- 鷺田清一、『「聴く」ことの一—臨床哲学試論—』、筑摩書房、2015年
- 山本キク、『改稿家政学原論』、光生館、1973年
- 山本芳久、『トマス・アクィナス—理性と神秘』岩波書店、2017年
- 山極寿一、『「サル化」する人間社会』集英社、2014年

大和礼子, 「介護する意識とされる意識—男女差が大きいのはどちらの意識か」 関西大学社会学部紀要 39 (3), 103-121, 2008 年

湯原悦子, 「介護殺人の現状から見出せる介護者支援の課題」 日本福祉大学社会福祉論集 125, 2011 年, pp. 41-65

湯原悦子, 「介護殺人事件から見出せる介護者支援の必要性」 『日本福祉大学社会福祉論集』 第 134 号, 2016 年, pp. 9-30